

三九五

823

意見を提出したなければなりませんし、十分に第一審判決を熟読玩味し批判して、控訴が立つものは控訴して頂くと趣旨におきまして、控訴の提起期間を十四日と延長したわけでございます。

三百七十四條は「控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならぬ」といいましたが、これは現行法と変わりがありません。

三百七十五條におきまして「控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならぬ」という規定を設けました。これも現行法と同様でございます。即ち第一審裁判所が控訴権消滅後にされたことが明らかである控訴の申立を決定で棄却する制度をそのまま存置したわけでございます。三百七十六條は「控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならぬ」という規定を新たに設けまして、而して第二項によりまして、「控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な説明資料又は檢察官若しくは弁護人の保証書を添付しなければならぬ」という規定を設けたのであります。この詳細は三百七十七條以下に規定があるわけでございます。控訴趣意書の提起期間を法律によつて一定に定めたのは、記録作成の期間等が事件の軽重によりまして必ずしも一定ではございませんので、訴訟の實際を十分に熟知しております裁判所によつて、將來十分研究の上、適當な控訴趣意書提出期間を定めて頂くという趣旨におきまして、裁判所の規則で

定める期間というふうに、裁判所の規則に譲つたわけでございます。

三百七十七條乃至三百八十三條は控訴申立の理由を規定いたします。同時に、その各條に掲げられました理由によつて控訴の申立をいたしました場合における控訴趣意書の記載方法に關する規定でございます。改正案におきましては控訴申立人に十分なる責任を負わせまして、現行法のごとくただ第一審の判決が何となく不服であるからという理由で一應控訴申立をして置くという考え方を捨てまして、控訴申立人が控訴の申立をいたします場合には、分償重なる考慮をめぐらし、十分なる根拠に基づいて控訴の申立をして置くという趣旨におきまして、三百七十七條以下において控訴趣意書の記載方法について規定を設けたわけでございます。併しなから三百七十七條以下の要件を備えた控訴趣意書が提出されずるならば、控訴裁判所は必ず檢察官及び弁護人の口頭弁論を聴かなければならぬのでございまして、決して控訴審が審理であるという非難は當らないと考えております。この改正案について弁護士会等におきまして、場合によりましては審理審理で控訴棄却をしてしまふのではないかとという非難があることを耳にいたしましたのであります。苟くも法律が予定いたしましたところの控訴趣意書を提出いたしますならば、必ず控訴裁判所は口頭弁論を開かなければならないという趣旨になつておきますので、審理審理という非難は當らないと考えております。

三百七十七條は訴訟手続の法令違反の中、特に重要なものであります。「法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと」、「法令により判決に關與することができない裁判官が判決に關與したこと」と及び、「審判の公開に關する規定に違反したこと」、この三つの場合を理由として控訴の申立をいたしまする場合には、控訴趣意書にその事由を十分証明することができるといふ保証書を添付しなければならぬといふ規定を設けたわけでございます。この保証書の詳細につきましては、更に裁判所の規則によりまして詳細なる規定が設けられることを予定いたしております。

三百七十八條は同様、訴訟手続の法令違反を理由とする控訴の申立でございます。申立者が、その訴訟手続の法令違反中「不法に管轄又は管轄違を認めたこと」、「不法に、公訴を受理し、又はこれを棄却したこと」、「審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと」と及び「判決に理由を附せず、又は理由に不備があること」を理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、原審の訴訟記録及び原裁判所において取調べた証拠に現われている事実を記載し、而も控訴申立をいたしましたその事由があることを信ずるに足るものを控訴趣意書において援用しなければならぬといふ規定を設けたわけでございます。従いまして、第一審におきましては、檢察官、弁護人はすべての可能な証拠を第一審に集め、たしまして、苟くも自己の主張或いはその主張を立証せんとする証拠は、すべて第一審に提出いたしました。これを記録に留め、その証拠を取調べて貰つて置かしまして、而も第一審の判断が

不服であるといふ場合には、この規則に現れております事実、取調べられた証拠に現れております事実を援用して、三百七十八條に規定するごとき事由を控訴申立の理由といたすわけでございます。

三百七十九條は前二條以外の訴訟手続の法令違反を理由として控訴申立をする場合でございます。この場合におきましては前二條の場合と異なりまして、特にその訴訟手続の法令違反が判決に影響を及ぼすことを必要といたしてゐるのであります。そしてこの場合におきましては控訴趣意書に原審の訴訟記録、又は原裁判所が取り調べた証拠に現れている事実を記載し、而も明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足るものを、援用しなければならぬといふことにいたしましたのであります。

三百八十條は訴訟手続の法令違反と異なりまして、法令の適用に誤りがあることを理由といたしまして、控訴の申立をする場合でございます。この場合におきまして、その法令の適用の誤りが判決に影響を及ぼすことを必要といたしてゐるのであります。この場合におきましては、控訴趣意書にその法令の適用の誤りを指摘いたします。而もその誤りが明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならぬこととなつてゐるのであります。

三百八十一條は刑の量定の不当を理由とする控訴の申立に關する規定であります。この場合におきましては控訴趣意書に原審の訴訟記録、及び原裁判所において取調べた証拠に現れている事実を記載し、而も第一審の判断が

当であることを信ずるに足る事実を援用しなければならぬといふことにいたしましたのであります。

三百八十二條は事実誤認を理由として控訴の申立をいたします場合でございます。この場合におきまして、その事実の誤認が判決に影響を及ぼすことを必要といたしてゐるのであります。そして控訴趣意書には前同様、原審の訴訟記録及び原裁判所において取調べた証拠に現れている事実を記載し、而も明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足るものを援用しなければならぬといふことにいたしましたのであります。

三百八十三條は再審事由、及び判決後の刑の廃止若しくは変更、又は大赦を理由として控訴の申立をいたします場合でございます。この場合におきましては控訴趣意書にその事由を説明する資料を添付しなければならぬといふことにいたしましたわけでございます。このように控訴趣意書はすでに法律自体において可なり嚴格な方式を要求いたしてゐるのであります。この趣旨とするところは、控訴申立人に明らかに責任を持つて控訴の申立をして頂く、ただ漠然と第一審の判決が不服であるといふのではなくして、根拠に基づいて控訴の申立をして頂くのである、という趣旨において、三百七十七條乃至三百八十三條の規定が設けられたわけでございます。

三百八十四條は、控訴の申立は只今御説明申し上げましたところの訴訟手続の法令違反、法令の適用の誤り、刑の量定の不当、事実誤認、再審事由、及び判決後の刑の廃止、若しくは変更、又は大赦、この理由以外で控訴の申立

をすることはできないという規定を設

とはできないという規定を設けたわけ

事件につきまして、被告人の出頭がそ

けでございます。

ついで、なぜ改正案は当事者の証拠調

又は大赦、この理由以外で控訴の申立

ば第一審の判決をした裁判官が氣に食わないというような理由のみで控訴申立をいだした場合には第三号の決定で控訴を棄却されるわけでございます。

次に三百八十七條は、控訴審では、弁護士以外の者を弁護人に選任すること、

却されるに過ぎないのであります。

三百九十條は、控訴審においては、被告人は必ずしも公判期日に出頭することを要しないということにいたしました。併しながら裁判所は、五千円以下の罰金又は科料にあたる事件以外の、

所は事足りるというのではございませんで、更に進んで職権で他の控訴の理由、即ち原判決を破棄する理由があるかないかということを職権で調査することができるといふことにいたしました。

するのには、不十分であると考えられる場合には、それ以上の取調べを命ずるために、その事件を一審裁判所に差戻し、又は移送することにいたつておるわけでございます。この点で

で呼ばなくても、これを証拠とするこ
とができるということにいたしましたわけ
でございます。

三百九十五條は、控訴審において口
頭弁論を開いた結果、やはり控訴の申

立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるということが明かになった場合におきましては、判決で控訴を棄却するという規定を設けたのであります。

三百九十六條は、控訴申立の理由がない場合におきましては、判決で控訴を棄却するという規定を設け、三百九十七條におきましては、控訴申立の理由がある場合におきましては、判決で原判決を破棄するということにいたしましたのであります。

三百九十八條は、不法に管轄を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄する場合におきましては、判決でその事件を原裁判所に差し戻さなければならないということにいたしました。

三百九十九條は、不法に管轄を認めたとを理由として原判決を破棄する場合におきましては、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならないということにいたしましたのであります。

第四百條は、前二條の規定理由以外の理由で原判決を破棄する場合においては、判決で、原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送いたしました、改めて第一審の審理をさせるということにいたしましたのであります。併しなから但書において、控訴裁判所が訴訟記録及び原裁判所と控訴裁判所において取調べられた証拠によつて直ちに判決することができると考へる場合におきましては、その被告事件について直ちに本案の判決をすることができるといふことにいたしましたのであります。

第四百一條の規定は、現行法の四百五

十一條と同趣旨の規定でございます。

四百二條の規定は、現行法と異なりなく、被告人が控訴をし、又は被告人のために控訴をした事件につきましては、原判決より重い刑を言い渡すことができないう不利変更の禁止の規定をそのまま存続いたしましたのであります。

四百三條は、原裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかつた場合におきましては、決定で公訴棄却をしななければならないという規定を設けたわけでございます。

四百四條は、控訴の審判につきまして、この法律で只今御説明申し上げましたような、いろいろ特別な定めがある場合を除きましては、第一審の公判に關する規定を準用するという立前を採つたわけでございます。

次に第三章、上告について御説明申し上げます。以上御説明申し上げましたように、控訴審を覆審から事後審という制度に改正いたしました結果、上告審はこれを憲法違反及び判例違反を理由とする上告を審査する審級ということに改めたわけでございます。

先ず四百五條におきまして、高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に對して憲法違反又は憲法の解釈に誤りがある場合、最高裁判所の判例と相反する判例を合した場合、又は最高裁判所の判例がないときは、大審院若しくは上告裁判所であるところの高等裁判所の判例、又はこの法律施行後におきましては控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判例をした場合におきましては、上告の申立をすることができるといふことにいたしましたのであります。憲法の違反と申しますのは、判

決手続を含めまして訴訟手続が憲法に違反してある場合を考へております。

憲法の解釈に誤りがあるというものは、その判決の内容となつております判例の中の憲法の解釈に誤りがあるといふことを意味してあるものであります。この條文において判例違反を上告理由としたしてあるのではありませんが、判例と申しますのは、或る事案につきまして最高裁判所又は本條第三号に掲げるそれらの裁判所が、すでに或る判例を示しておる判決がある場合には、これを判例と考へております。必ずしもその判例が繰返されたことを必要とはしない、このように考へております。而して判例のない場合においては困るのではないかと御意見があるうかと思ひますが、その場合におきましては、次の四百六條によりまして、法令の解釈に關する重要な事項を含むと認められる事件につきましては、特に最高裁判所の方がみづから上告審としてその事件を受審することができるといふ規定を設けましたので、この條文の活用によりまして救済できるものと考へております。

次に四百六條は、憲法違反又は判例違反がない場合でありまして、法令の解釈に關する重要な事項を含むものと認められる事件につきましては、その判決確定前に限つて、裁判所の規則の定めるところによつて、最高裁判所がみづから上告審として事件を受審することができるといふ規定を設けたのであります。これは憲法違反判例違反がない場合でございます。最高裁判所といたしまして、法令の解釈に關する自己の見解を表示いたしました、法令の解釈の統一を圖る必要がございます。

まするので、特にこのような規定を設けたわけでございます。裁判所の規則によつて如何なることが規定されるかということは、將來の規則制定委員会に譲られておるわけでありまして、現在予想いたしておりますのは、この受理を求める手続は、當事者からベテリシオン、請願と申しますが、或るベテリシオンが規則によつて認められる、そのベテリシオンを受けまして、最高裁判所がこれを判断して、その事件を上告審として受理するかどうかといふことを決するということになるかと考へております。最高裁判所がその事件を上告審として受理すると決しました以上は、その事件は通常の上告事件としてその後の審理がなされるわけでございます。

四百七條は、上告趣意書についての特別規定であります。この上告審の審判について、原則といたしましては、控訴審の審判の規定を準用いたしております結果、特に上告趣意書については、四百十條の特別の規定を設けまして、その詳細は裁判所の規則で定めるといふことにいたしました。その趣意書には上告申立の理由を明示しなければならぬということにいたしましたわけでございます。

四百八條は、上告裁判所が上告趣意書その他訴訟記録によりまして、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、いわゆる審面審理によつて判決で上告を棄却することができるといふ規定を設けました。この規定は控訴審にはない規定でありまして、特に上告裁判所のみ認められておる審面審理に關する規定であります。

四百九條におきましては、上告審においては、控訴審と異なりまして、公判期日に被告人を召喚することを要しないということにいたしました。

四百十條は、上告裁判所は、四百五條各号に規定いたしますところの憲法違反又は判例違反がある場合には、判決で原判決を破棄しなければならぬという規定を設けました。併しなからたとえ憲法違反又は判例違反がございまして、その違反が判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合には、必ずしも原判決を破棄する必要がないという立前にいたしましたわけでございます。而して四百十條第二号、又は第三号に規定する判例違反だけがございまして、憲法違反による上告でない場合におきまして、上告裁判所が従来の判例を変更して今問題になつております原判決を維持するのを相当と考えた場合におきましては、必ずしも原判決を破棄する必要はない、言ひ換へますれば判例が間違つておつたのでありまして、原判決が正しいと思ひ直したわけでございますから、この場合におきましては、必ずしも原判決を破棄しないという、その判決において判例を変更することができるといふことにいたしましたわけでございます。

四百十一條は、特に新しい規定でございます。上告裁判所は四百五條各号に規定いたします憲法違反、又は判例違反のない場合でございます。第一号乃至第五号の事由がありまして原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められます場合に於いては、判決で原判決を破棄することができるといふことにいたしましたのであります。而してその事由と申します

あります。而してその事由と申します

四百十四條は、上告審の審判について特別の規定がある場合を除いて、控訴審の規定を準用するという規定を設けたわけでございます。

單に一旦下しました判決を訂正すべきものではないという立前を尊重いたしまして、第一審、控訴審におきましては判決訂正という制度を設けなかつたのであります。併しなから上告審においては、それが最後の審級でありますので、特に上告審に限つて判決訂正という制度を設けたわけでありました。即ち四百十五條におきましては上告裁判所が判決の内容に誤りのあることを発見したときは、当事者の申立によつて判決でこれを訂正することができると。この申立は判決宣告のあつた日から十日以内にこれをしなければならぬといひ、第三項におきましては、適當と認めるときは申立によつてこの十日の期間を延長することができるといふことにいたしましたのであります。

而して四百十六條におきまして、訂

次に第四章、抗告の章について御明申上げまするが、この章は殆んど現行法と變つておりません、従いまして特に改正案におきまして現行法を改められております重要な点についてのみに觸れたいと考えております。その第一点としては、四百二十七條におきまして、「抗告は、裁判所の決定に対しては抗告をすることはできない」という規定を設けたわけでありませう。現行法におきましては、四百六十九條の規定がございまして、勿論原則としては再抗告を許さないものでありますが、例外として幾多の決定について再抗告を許しておつたのであります。が、改正案におきましては、抗告裁判所の決定に対しては、もはや再抗告を許さないという立前を貫いたわけでありませう。

次に四百二十八條の規定であります。

○委員長(伊藤健策) 以上第三編につ
いての説明に対する御質疑がありまし
たら、どうぞお願いいたします。

○星野芳樹君 個別の質問をする先に

○政府委員(宮下明義君) 誠に御尤も

な御質問でありますが、前回私が御説明申し上げました数人の被告人の利益が相反する場合において、裁判所がその弁論を分離しなければならないという点について、敷衍して説明申し上げますのは、三百十三條第二項に関する御説明であつたのでありまして、この場合におきましては、前回御説明申し上げましたような事例がございまして、被告人の権利が互いに相反しておる、そうして被告人の権利を保護するためには、裁判所の規則の定めるところによつて、決定で必ずその弁論を分離しなければならないという義務を裁判所に負わせておるわけでございます。而して第一項におきましては、必ずしもそれのみ、言い換えますれば、被告人の保護のみに関する規定ではございませんで、檢察官側といたしまして、数人の被告人を同一の訴訟において分離を進めますと、その立証に困難を來す場合が考えられますので、そのような場合には、檢察官側の、言い換えますれば國家側の利益を考えまして、その弁論を分離いたしまして、有罪とすべきものは正しく有罪とするという途を講じたわけでございます。従いまして第一項において檢察官の請求又は裁判所の職権ということも当然必要と考へておるわけでございます。

○星野芳樹畫 只今のお答えてこの條は決して被告人の權利を守るためではなく、むしろ從來の分斷裁判による治安維持法當時の裁判方法を復活せんとするものであることがはつきりしたようであります、この被告の權利を守るという点から考えますと、初めの檢察官というものは絶対に必要がない

し、又三行以下の「裁判所は被告人の権利を保護するため必要がある」という、これは濫用される虞れがあると思うのであります。裁判所の方では、被告の権利を守ると考えても、併し実は被告の権利を守ることにならない、この実例は治安維持法の當時にあつたと思うのであります。が裁判所の方では、併合審理をすると、なか／＼その關係者が全部顔を合せし、群衆心理であくまで轉向しないといふ行き方で、これを一つ々々分離した方が被告の利益だ、と、こういう解釈がある、併しそのために被告同志が共同に裁判所に出て、当然権限を擁護すべきところを、個別攻撃に権限を失わせられて來た、こういうことがあつた、と思うのであります。その意味において、これだけでは非常に弊害が出る虞れがあると思うのですが、如何ですか。

○政府委員(宮下重蔵) 只今星野委員から三百十三條の規定の背後と申しますか、眞意は、治安維持法當時の刑事訴訟法の運用のごとく、主として國家側の利益を考へて、多數の被告人の公判を適宜分離して、被告人の權利の保護というよりは、むしろ國家の都合を考へる規定ではないかという御議論があつたのであります。が、立案當局といたしましては、この三百十三條の規定を設けます場合において、決してそのようなことを念頭には置かなかつたのであります。立案當局といたしましては、最前御説明申上げましたように、適正なる刑事訴訟の運用を達成することに考へ、又同時に被告人の權利の保護を十分に保護しようということとを考へてこの條文を設けたのであります。特に國家側の便宜なり、或い

は底意を以てこの規定を設けた趣旨では決してないのでありまして、その点誤解のないようにお願いしたいと考えます。

○小川友三 第四百四十九條につきま
して政府委員にちよつと伺ひしま
す。百四十九條の、医師、歯科医師のの
項ですが、他人の秘密に關するものに
ついては証言を拒むことができるとい
うところに、旧法におきましては、全
國に約五万の薬剤師があり、薬剤師の
條項が明記されておつたのでありま
す。薬剤師の條項に明記するのは非常
に正しいと思いますが、この案には落
してありますが、薬剤師を否定したも
のであるかどうか。もう一つは薬剤師
が処方箋によつて調剤する、その処方
箋によりましてレブラとか、結核であ
るとか、或いは秘密の病氣が一切処方
箋によつて分るのであります。それを
その薬剤師が他人の秘密に關するもの
については証言を拒まないで堂々と喋
つて、これではよいということになり
ますが、それでは非常に危険でありま
して、基本人権を侵してしまふ、憲法
に触れるということになると思ひます
が、薬剤師の職責につきまして、本案
立案者は無知識に近いのではないか、
かように思ひますが、薬剤師の処方箋
によるところの病氣の判断は極めて專
門家であります。この点につきまして
どうして落してしまつたかということ
につきまして明確なる御答弁を切にお
願ひする次第であります。

それから第二百八十九條、これは弁
證人がなければ開廷することができな
いという條項ですが、誠に賛成であり
ます。併し全國に犯罪が非常に氾濫を
いたし、又激増の一方でありまして、

大體國費は相当莫大に要ると思ひますが、政府の御調査によりまして、大體全國六千人の弁護士さんに対しましてお願いをすることになりますが、一ヶ年に、昭和二十三年度の見込はどのくらいであるということを御答弁をお願いいたしますのであります。

ら……。第三百四條でありますが、証人、鑑定人というところがあります。が、これは御承知の通り、日本の裁判におきましては、化学藥品、本當に専門的な化学藥品につきましては判事さんも知りません。又各鑑定人が非常だ不適格な鑑定人を選んでおる判決例が沢山あります。そこで鑑定人を取り換えて貰いたいということを被告は要求する場合は勿論でありますが、この場合に鑑定人を数回取り換えられるかどうかというところはこに載っておりませんが、これについてお伺い申し上げます。例えば藥品に関する事件に關しましては、或いは微生物に関する事件に關する場合には、裁判官は知能を持っておりませんので判決はできない、鑑定人の力を借りるという場合、想像されるのであります。

被告は裁判官の質問に対し供述を拒むことができる、これでは裁判が非常な遅れてしまつて困ると思います。これにつきまして政府委員の御答弁をお願ひ申上げます。

それから三百十五條ですが、判決宣告をする場合は、この限りでない、被告さんが代つた場合に形式的に判決するということ聞いておりますが、本案におきましては一回くらの公判判事さんが代つた場合にやつて、そ

から判決宣告をするということにした
ら最も公平ではないかと思ひます。そ
れに対して御所見を承りたいと思つて
おります。

頭しないとき、又は弁護人の選任がな
それから三百九十一條一弁護人が出
いとき」というところですが、弁護士
さんはやはり人類でありますから病氣
になつて休む、そのときにいきなり今
度は檢察官の陳述を聞いて、判決が決
まるという例がこの三百九十一條と思
います。この点につきまして、とにか
く弁護士さんが少いのですから、沢山
の犯罪があつて、弁護士さんは誠意が
あつても來られない、或いは病氣で來
られないということを留保した場合、
これは別だと思ひます、これにつきま
して御意見を拜聴したいと思ひます。
それから三百八十七條に、弁護士の
外の者を弁護人に選任することはでき
ないことになつております。これは勿
論ですが、特に余裕を以て例えば医師
会の事件があつた場合、その医師会
の會長、事務理事が弁護に立つ、弁護
人として取入れるというようなことは
きないものでしょうか、御意見を拜
聴したい。

○委員長(伊藤修三) 最後の総則にお
りますから。
○政府委員(重下明義君) お答えいた
します、先ず第百四十九條の他人の秘
密に関する事項について証言を拒むつ
とができるものの中から薬剤師を削つ
ておるが、これは改正案が削除した概
旨かどうかという御質問に対しまして
は、改正案におきましては、現行法に
ございました薬種商、薬剤師等の証言
拒否権を否定した趣旨でございます。
その理由は、この百四十九條の御説明

◎委員長(伊藤修三) 最後の総則にあ
りますから。

○政府委員(下田明彦) お答えいた
します。先ず第百四十九條の他人の秘
密に関する事項について証言を拒むつ
とができるものの中から薬剤師を削つ
ておるが、これは改正案が削除した趣
旨かどうかという御質問に對しまして
は、改正案におきましては、現行法に
ございました薬種商、薬剤師等の証言
拒否権を否定した趣旨でございます。
その理由は、この百四十九條の御説明

官といふものは絶対に必要がない
まして、特に國家側の便宜なり、或い

いたし、又激増の一方でありまして、

判事さんが代つた場合にやつて、それ

その理由は、この百四十九條の御説明

の際にも触れました通り改正案におき
ましては、一面被告人の黙秘権を非常
に強化いたしております関係上、裁判
所といたしましては、でき得る限り証
人の証言を求めまして、これによつて
有罪の認定をいたさなければならぬ
という立前になつて参りました關係
上、合理的な範圍内において、從來の
現行法の証言拒否権を整理いたしまし
て、從來よりも、より以上証言を求め
ることができるといふ方を探りま
したので、百四十九條につきまして、
從來と異なりました。藥劑師又は藥種商
等の証言拒否権を否定いたしましたわけ
でございます。然してその理由は、藥劑
師、藥種商等は、医師、齒科医師、助
産婦、看護婦、弁護士、弁理師等に比
し、まして、その他の人の秘密に触れま
す程度が、必ずしも強くないという理
由から、これを削除いたしましたわけ
でございます。

と考へておりますので、御質問の
ごとく、事情によりましては、鑑定人
を取り換へまして、再鑑定をするとい
うことも當然予想いたしております。
次に三百一十一條の被告人の黙秘権と
いふものは、改正案が行き過ぎてお
るのではないかと御意見でございます
が、すでに憲法において、被告人
が不利な供述を強要されないと規定
いたしております以上、これを実施
いたしておりますところの刑事訴訟法に
おいても、被告人の黙秘権を認めざる
を得ないわけでございます。今後の
訴訟の運用、或いは犯罪を立証いたし
ます責任を持つております檢察官
側といたしましては、必ずしも被告人
の自由乃至供述に頼らず、その他の証
人によりまして、例えば証人の証言に
より、他の物証等によりまして、その
犯罪事實を立証して行かなければなら
ないという運用になつて参ると考へて
おります。その場合におきましても、
搜查官側といたしまして、或いは攻撃
者側といたしまして、十分に捜査の研
究をいたし、立証の研究をいたしまし
て、一面憲法の線に沿ひまして、被告
人の人権を尊重すると同時に、又罪
人の人権を尊重するということ氣概
を以ちまして、公共の福祉、治安の維
持も亦これを全たからしめるというふ
うに運用できるものと考へておるわけ
でございます。

い換へますれば、審理の途中において
裁判官の更迭がございしますれば、必
ず公判手続を更新いたしまして、すべ
ての手続をやり直さなければならぬ
わけでございます。その上で判決の
宣告という段取りになるわけござい
ますが、すでに弁論が終結いたしてお
りまして、結論まで出ておるといふ場
合においては、その後裁判官が代りま
しても、直ちに更新をせず、判決の
宣告をしても、少しも差支ないとい
うところから、この但書の規定が設け
られておるわけでございます。

は特別弁護人として、被告人の権利の
保護に當つて頂くわけでありますが、
これも簡易裁判所及び地方裁判所、言
い換へますれば、第一審に限つて頂
く控訴審におきましては、可なり法律技
術を必要といたしますので、控訴審
及び上告審においては、弁護士だけが
弁護人になれるという立前を取つたわ
けでございます。

算を立てていらつしやるか、一人三千
円でありますると、約四億四程度か
りますけれども、ちよつと予算をお伺
いします。政府はいつも不渡りで、頼
みつ放しで、土木建築にしても頼み
放しですが、ちよつと……
○政府委員(宮下明義君) 御指摘の通
り、昭和二十一年度よりも、昭和二十
三年度においては、犯罪が逐次増加
いたしておりますことは、その通りで
ございますが、その比率を申上げま
すと、昭和二十一年度と比し、昭和
二十二年の犯罪増加率は、刑法犯に
おいて二三%増加、特別法犯につきま
して一九%増加といふことになつて
おるのであります。この特別法犯
は、殆ど多数が略式命令で片付きま
す事件でありますので、さしてこの
國選弁護人の必要のために運用に困
ることではないのかと考へており
ます。従ひまして刑法犯の二三%増
加といふのが問題になつて参るのであ
ります。多くても三〇%程度の増加と、こ
う考へております。従ひまして最前申
上げました十七人八分が三〇%程度殖
えるということにならうかと考へてお
ります。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

次に三百八十九條の國選弁護人の運
用について、政府として自信があるか
という御質問に對しましては、只今直
ちに資料を取寄せまして、お答えいた
したいと思ひます。

られる事件を含んでおるわけでございますから、従来のペンテンジといまして、二一%私選弁護人が附くという計算をいたしますと、只今申上げました、八千四百五十七万九千四から、二一%を差引きました、六千五百四十六万四千四という数字が、この國選弁護人の費用として、一應の数字を出しておるわけでありまして。

○小川友三君 閣下して……一件十百五十円であることは、それは昔の十円五十銭以下ですが、こういう三年以上の大きな事件に対して、或いは死刑も無期もありますが、不可能であると思ひます。ただ政府が八千四百九十七万円と言いますが、それは予算を取つての話で、通らなければ一銭も出ないのでありますから、この点については、先賢諸君と共に、慎重に審議いたします。この点については、大体それだけ。

○星野芳樹君 第三百九十條の控訴審の場合、裁判所が、被告人の出頭が、その権利の保護のため重要と認めることのみ、被告人の出頭を命ずることができるとは、甚だ人権擁護の立場から不十分ではないかと思ひます。なぜ被告人或いは弁護人から出頭の要求があつたときには、これをしなければならぬ、というようにならなかつたのか。

○政府委員(宮下明義君) 控訴審におきましては、二百八十八條に規定がありますように、「被告人のためにする弁論は、弁護人で行なければならぬ」といふことになつておるわけでありまして、被告人の出頭を裁判所が命ずる場合は、二百九十三條第一項によりまして、事実の取調を始めまして、特に被告人の供述を聞いて見たいとい

う場合には、この三百九十條但書の規定が働いて来るのでありまして、それ以外の場合には、被告人の出頭を命じて、控訴審の公判期日に、被告人の出頭を求めたとしても、被告人はただその公判期日に出て参つて、公判廷に立会つて、その審理の模様を聞いておるといふだけに過ぎないのでありますから、必ずしも弁護人乃至被告人側から出頭の請求権を認めるというまでの必要はないのではないかと云うところから、このようになつて方をいたしたわけでございます。

○委員(伊藤修君) では爾余の質疑は次にこれを譲りたいと思ひます。

では次に丸丸議員提案にかかりまして青年補導法案を議題に供します。

○丸丸議員 只今議題となりました青年補導法案の提案理由を御説明いたします。現下の犯罪の激増は、曾てその例を見ないほどの状態でありまして、中でも青年の犯罪が極めて多いこと及び初犯の累犯の割合が戦前の三対七に比べて七対三と逆轉いたしておりますことは、誠に民主日本の再興の上におきまして、大きな暗影を投ずる問題であります。誠に遺憾に堪えないところであります。この問題の原因は種々ありましようが、一般的に申しまして、現在我が國の置かれております政治的、経済的乃至は社会的、物價の暴騰、失業の激増、深刻な生活苦等を挙げることができると考へるのであります。殊に誤れる一部の指導者によつて惹き起された戦争に堅り立てられて、終戦と共に家を、家庭を、職業を奪われた青年は、全く前途の目標を失ひまして、そのまま社会悪の渦中に投

ぜられ、遂に道を踏み誤つて罪を犯すに至つたのであります。このような事情によりまして罪を犯す青年に對し、直ちに刑を科しますことは果して適當でありましようか、そもく罪を犯した者に對し刑罰を科する所以のものは復讐的又は應報的觀念によるべきものではなく、社会的に犯罪を防衛すると共に、犯罪者を教化して正常な社会人として再出発せしめることにあるのであります。學者間におきましてもこうした考え方が支配的になりつつありますことは御承知の通りであります。併しながら譲つて我が國の行刑の現状は必ずしも満足すべきものではありません。その効果につきましても幾多の疑問の点があるのであります。ここに於いて行刑制度及び犯罪者の予防更生制度の根本的改善の必要が痛感されるのであります。更に又刑を科しますことは、その者に前科の刻印を押すことにもなるのであります。社会の嫌惡を買つて結局再び惡の道に踏み込まれる結果となる虞れが多いのであります。このような現状から申しまして、前途洋々たる青年が罪を犯しましたる場合に、これを犯罪と社會惡の中から救ひ上げて正常な社会生活を営ませるためには、直ちに執行猶予を言渡してそのまゝ身体自由を與へることは累犯の虞れがなしといたしません。又一般の懲役刑を科することが眞に行刑の目的を達成する所でもない場合が非常に多いのであります。ここに刑罰に代えて、職業補導を中心とした適切な施設に收容して、正常な社会人として再生せしめる処分が絶対に必要であると考へられるのであります。本法案提出

の理由も亦ここに存する次第であります。

法案の内容につきましては、簡単に御説明申し上げます。法案は一、処分の性格、二、青年補導所の構成、三、補導及び処遇の内容より成つておるのであります。

先ず第一に処分の性格であります。処分は手続その他につきましては刑罰に準じた取扱をいたします。純然たる保護処分でありまして、刑罰に代えてなされるものであります。先に述べました本法案の目的から生ずる當然の結果であります。

第二の青年補導所の構成であります。これは法務總裁の管理に属する國立の施設でありまして、その運営に關しましては、青年補導所運営委員會を置きまして、所長の専斷に陥らしめず、極めて民主的に運営する立前になつております。

第三に補導及び処遇の内容であります。補導は必要なる教育を施し、勤務で規律ある生活の下に主として在所者に適應いたしました職業の補導を通じて、正常な社会人として再生させるようにこれを行うのであります。その処遇につきまして重要な事項は、補導所運営委員會の議を経ることによつて、公正な取扱が行われるようにいたしてあります。

尙第一回國會におきまして提案いたしました際と内容の違つた点がございまして、第一に仮退所の規定を削除いたしました点であります。これは犯罪者の予防更生事業の全面的な再檢討が目下關係方面におきまして考慮せられつつありまして、仮退所者につきましてはその制度にすべて譲ることに

いたしたいと考へたためであります。

第二に補導所には、この法律の規定のみでなく、他の法律によつて適當と認めざる者をも入所せしめ得る途を拓いた点であります。これは、この施設を余すところなく利用することを期待した趣旨からであります。

以上青年補導法案の提案の理由につきまして御説明申し上げましたが、何卒慎重御審議の上速かに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○委員(伊藤修君) 本案につきましても尙内容の逐條説明は明日に譲りまして、然る後に御審議をお願いしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(伊藤修君) 次に裁判官の判事事件の不当処理等に関する調査を開きます。本調査会につきまして、先に松島丸事件につき、岡部委員並びに來馬委員の御出張をお願いしたのでありますが、その出張の結果の御報告を願うことにいたします。

○岡部委員 松島丸事件に關します裁判官の判事事件の不当処理等の調査に關しましては、來馬委員並びに本員が命を受けまして、六月十四日と十五日の両日、木更津市並びに千葉市に出張いたしました。更にその補足的調査を行いました。その結果をここに御報告申し上げます。詳細につきましては書面を以て御報告いたしますが、極くそのあらましを申し上げます。

先ず日程を申し上げますと、第一、六月十四日には、松島丸事件並びに石橋事務官の兩人を証人として取調べました。又幸島判事、古賀判事に對しましては実情調査を行なつたのであります。第二日、六月十五日には、杉井判

特に被告人の供述を聴いて見たいとい
いまして、そのまま社会悪の渦中に投
えられるのでありまして、本法案提出

と、裁判の遅延の理由につきましては
これはこの事件に限つたわけではあ
りませんが、実際上必ずしも完璧では
なかつた。相当事情もあることではあ
りますが、少々時間が掛り過ぎたとい
う非難は免れないと感じたのでありま
す。

それから国際的關係、この認識につ
きまして詳細取調べましたが、我々
が想像する以上にその筋との連絡は付
いておつたように受取れるのでありま
す。併しながらその後発疑いたしました
国際情勢等から見ますと、結果に
おきましては、必ずしも満点ではなか
つたかと考えられるのであります。そ
の点結果的に見まして、遺憾の点なし
としないと考えておるのであります。

併しながら最後の点でございます裁
判が正当な事由の下に行なわれたか、
この間に何か疚しい不正のこともあ
つたかどうかという疑念に對しまし
ては、いろいろな方面から調査いたし
ました結果を綜合いたしまして、私共
は何らここに疚しい点がなかつたとい
う結論に到達いたしましたのであります。
以上でございます。

之助並びに松島嘉久蔵を証人として取
調べました。又庄司久満は参考人とし
て取調べをいたしました。更に六月二
十八日には最高檢察廳の竹内檢察官に
つきまして実情調査を行いました。調査
の場所は木更津市においては裁判所の
廳舎、千葉市においては千葉刑務所内
において行いました。調査の方針につ
きましては最高裁判所の「松島嘉久蔵
事件の調査について」と題する報告書
に基づきまして先般当事件につき作成し
ました松島嘉久蔵事件調査要領に
基いたものであります。本件につきま
しては次の三要綱を中心として調査
を行いました。その要綱は

第一、本件に対する裁判所の國際的
關係の認識について。
第二、裁判遅延の理由について。
第三、裁判が正当な事情の下に行な
れたかについて。
右の三要綱に基きまして次の事項を調
査いたしました。

第一、裁判遅延の理由。
(1) 捜査の経過
(2) 第一審裁判所の構成及び審理の
経過
(3) 第二審裁判所の構成及び審理の
経過

第二、本件に対する係判檢察書記の
取扱は如何であつたか。

(1) 松角武忠檢察官について
本件調査の事情
区檢察廳に事件送致の経緯
略式命令による公訴提起の理
由及び改めて公判請求の経緯
(二) 木更津支部檢察官と千葉軍政
部との打合せの事情
(三) 事件に対する認識の程度

第四部 司法委員会會議第四十六号 昭和二十三年六月二十四日

について調べました。

(2) 木更津簡易裁判所辛島勇司判事
について、本件を千葉地方裁判所
木更津支部移送の経緯
について調べました。

(3) 千葉地方裁判所木更津支部古賀
清三郎判事について
事件審理の経過
調書作成の遅延の事情
事件に対する認識の程度
について調べました。

(4) 千葉地方裁判所木更津支部書記
石橋平八郎について
調書作成の遅延の事情
事件に対する認識の程度
について調べました。

(5) 千葉地方裁判所木更津支部上席
判事について
当時の事務の繁閑の状況
人員配置の状況
事件に対する認識の程度
について調べました。

(6) 裁判所と關係方面との連絡事
情
裁判所と關係方面との連絡事
情
について調べました。

第四、古賀判事、松角檢察、被告人
又はこれの屬する会社との關係の
有無については。

(イ) 判事、檢察と会社及び被告人
弁護士との關係
判事との關係
について調べました。

(ロ) 裁判所と關係方面との連絡事
情
について調べました。

第四、古賀判事、松角檢察、被告人
又はこれの屬する会社との關係の
有無については。

(イ) 判事、檢察と会社及び被告人
弁護士との關係
判事との關係
について調べました。

(ロ) 裁判所と關係方面との連絡事
情
について調べました。

第四、古賀判事、松角檢察、被告人
又はこれの屬する会社との關係の
有無については。

(イ) 判事、檢察と会社及び被告人
弁護士との關係
判事との關係
について調べました。

(ロ) 裁判所と關係方面との連絡事
情
について調べました。

第四、古賀判事、松角檢察、被告人
又はこれの屬する会社との關係の
有無については。

(イ) 判事、檢察と会社及び被告人
弁護士との關係
判事との關係
について調べました。

(ロ) 裁判所と關係方面との連絡事
情
について調べました。

第四、古賀判事、松角檢察、被告人
又はこれの屬する会社との關係の
有無については。

と、裁判の遅延の理由につきましては
これはこの事件に限つたわけではあ
りませんが、実際上必ずしも完璧では
なかつた。相当事情もあることではあ
りますが、少々時間が掛り過ぎたとい
う非難は免れないと感じたのでありま
す。

それから国際的關係、この認識につ
きまして詳細取調べましたが、我々
が想像する以上にその筋との連絡は付
いておつたように受取れるのでありま
す。併しながらその後発疑いたしました
国際情勢等から見ますと、結果に
おきましては、必ずしも満点ではなか
つたかと考えられるのであります。そ
の点結果的に見まして、遺憾の点なし
としないと考えておるのであります。

併しながら最後の点でございます裁
判が正当な事由の下に行なわれたか、
この間に何か疚しい不正のこともあ
つたかどうかという疑念に對しまし
ては、いろいろな方面から調査いたし
ました結果を綜合いたしまして、私共
は何らここに疚しい点がなかつたとい
う結論に到達いたしましたのであります。
以上でございます。

○委員長(伊藤修君) それじや以上の
御説明に對しまして、十分一つ御検討
を願わしいと思ひます。では本日は
これを以て散会いたします。明日午前
十時から開会いたします。

午後零時十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鈴木 安幸君
岡部 常君
委員 大野 幸一君

政府委員
法務廳事務官 宮下 明義君
(檢察局刑事課長)

六月二十三日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、賣春等処罰法案(予第八十二号)
一、少年院法案(予第八十二号)

賣春等処罰法案
賣春等の処罰法
第一條 この法律において、「賣春」
とは、報酬を受ける約束で不特定
の相手方と性交をすることをい
い、「しよら婦」とは、賣春を業と
する婦女子をいい、「しよら家」と
は、営利の目的で、しよら婦に對し
主として賣春の場所を提供するた
め経営される施設をいう。

第二條 賣春をした者は、これを六
月以下の懲役若しくは五万円以下
の罰金又は拘留若しくは科料に処
する。

第三條 賣春の相手方となつた者
は、前條第一項の例に同じ。

第四條 人を欺き、又は困惑させて
賣春をさせた者は、これを二年以
下の懲役又は一万円以下の罰金に
処する。

第五條 親族、業務、雇傭その他特
殊の關係を利用して賣春をさせた
者は、これを三年以下の懲役又は
二万円以下の罰金に処する。

第六條 賣春の場所を提供し、又は
客引その他の方法で賣春の周せん
をした者は、第二條第一項の例に
同じ。

第七條 他人をしよら婦とすること
を直接又は間接の内容とする契約
の申込又は承諾をした者は、これ
を三年以下の懲役又は二万円以下
の罰金に処する。

第八條 しよら家を経営し、又は管
理した者は、これを五年以下の懲
役又は五万円以下の罰金に処す
る。

第九條 第二條、第三條、第五條第
二項及び第六條から前條までの罰
金を犯した者は、情狀により、懲
役及び罰金を併科することができ
る。

附則
1 この法律は、昭和二十三年八月
一日から、これを施行する。

2 婦女を賣淫させた者等の処罰に
關する件(昭和二十二年勅令第九
号)は、これを廢止する。但し、
この法律施行前になした違反行為
の処罰については、なお従前の例
による。

第五條 親族、業務、雇傭その他特
殊の關係を利用して賣春をさせた
者は、これを三年以下の懲役又は
二万円以下の罰金に処する。

第六條 賣春の場所を提供し、又は
客引その他の方法で賣春の周せん
をした者は、第二條第一項の例に
同じ。

第七條 他人をしよら婦とすること
を直接又は間接の内容とする契約
の申込又は承諾をした者は、これ
を三年以下の懲役又は二万円以下
の罰金に処する。

第八條 しよら家を経営し、又は管
理した者は、これを五年以下の懲
役又は五万円以下の罰金に処す
る。

第九條 第二條、第三條、第五條第
二項及び第六條から前條までの罰
金を犯した者は、情狀により、懲
役及び罰金を併科することができ
る。

附則
1 この法律は、昭和二十三年八月
一日から、これを施行する。

2 婦女を賣淫させた者等の処罰に
關する件(昭和二十二年勅令第九
号)は、これを廢止する。但し、
この法律施行前になした違反行為
の処罰については、なお従前の例
による。

第五條 親族、業務、雇傭その他特
殊の關係を利用して賣春をさせた
者は、これを三年以下の懲役又は
二万円以下の罰金に処する。

第六條 賣春の場所を提供し、又は
客引その他の方法で賣春の周せん
をした者は、第二條第一項の例に
同じ。

第七條 他人をしよら婦とすること
を直接又は間接の内容とする契約
の申込又は承諾をした者は、これ
を三年以下の懲役又は二万円以下
の罰金に処する。

第八條 しよら家を経営し、又は管
理した者は、これを五年以下の懲
役又は五万円以下の罰金に処す
る。

第九條 第二條、第三條、第五條第
二項及び第六條から前條までの罰
金を犯した者は、情狀により、懲
役及び罰金を併科することができ
る。

附則
1 この法律は、昭和二十三年八月
一日から、これを施行する。

2 婦女を賣淫させた者等の処罰に
關する件(昭和二十二年勅令第九
号)は、これを廢止する。但し、
この法律施行前になした違反行為
の処罰については、なお従前の例
による。

第五條 親族、業務、雇傭その他特
殊の關係を利用して賣春をさせた
者は、これを三年以下の懲役又は
二万円以下の罰金に処する。

第六條 賣春の場所を提供し、又は
客引その他の方法で賣春の周せん
をした者は、第二條第一項の例に
同じ。

第七條 他人をしよら婦とすること
を直接又は間接の内容とする契約
の申込又は承諾をした者は、これ
を三年以下の懲役又は二万円以下
の罰金に処する。

第八條 しよら家を経営し、又は管
理した者は、これを五年以下の懲
役又は五万円以下の罰金に処す
る。

第九條 第二條、第三條、第五條第
二項及び第六條から前條までの罰
金を犯した者は、情狀により、懲
役及び罰金を併科することができ
る。

附則
1 この法律は、昭和二十三年八月
一日から、これを施行する。

2 婦女を賣淫させた者等の処罰に
關する件(昭和二十二年勅令第九
号)は、これを廢止する。但し、
この法律施行前になした違反行為
の処罰については、なお従前の例
による。

第五條 親族、業務、雇傭その他特
殊の關係を利用して賣春をさせた
者は、これを三年以下の懲役又は
二万円以下の罰金に処する。

第六條 賣春の場所を提供し、又は
客引その他の方法で賣春の周せん
をした者は、第二條第一項の例に
同じ。

第七條 他人をしよら婦とすること
を直接又は間接の内容とする契約
の申込又は承諾をした者は、これ
を三年以下の懲役又は二万円以下
の罰金に処する。

第八條 しよら家を経営し、又は管
理した者は、これを五年以下の懲
役又は五万円以下の罰金に処す
る。

第九條 第二條、第三條、第五條第
二項及び第六條から前條までの罰
金を犯した者は、情狀により、懲
役及び罰金を併科することができ
る。

附則
1 この法律は、昭和二十三年八月
一日から、これを施行する。

2 婦女を賣淫させた者等の処罰に
關する件(昭和二十二年勅令第九
号)は、これを廢止する。但し、
この法律施行前になした違反行為
の処罰については、なお従前の例
による。

第五條 親族、業務、雇傭その他特
殊の關係を利用して賣春をさせた
者は、これを三年以下の懲役又は
二万円以下の罰金に処する。

第六條 賣春の場所を提供し、又は
客引その他の方法で賣春の周せん
をした者は、第二條第一項の例に
同じ。

少年院法案

少年院法

第一條 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を收容し、これに矯正教育を授ける施設とする。

第二條 少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。

2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十四才以上十六才未満の者を收容する。

3 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六才以上二十才未満の者を收容する。

4 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十八才以上二十三才未満の者を收容する。

5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、おおむね十四才以上十六才未満の者を收容する。

6 少年院は、收容すべき者の男女の別に従つて、これを設ける。

第三條 少年院は、國立とし、法務總裁が、これを管理する。

2 法務總裁は、少年院を適當に維持し、且つ、安全な監査を行う責任を負ふ。

第四條 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴へ紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適當な訓練及び医療を授けるものとする。

一 初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科

二 中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要と

する教科、更に必要があれば、高等学校又は大学に準ずる教科

三 医療少年院においては、養護学校その他の特殊教育を行う学校で必要とする教科

2 少年院の長は、在院者を、前項の矯正教育に關係のない労働に従事させてはならない。

第五條 少年院の長は、在院者に対する矯正教育のうち教科に關する事項については、文部大臣の勧告に従わなければならない。

2 少年院の長は、前條各号に掲げる教科を修了した者に對し、修了の事實を証する証明書を発行することが出来る。

3 前項の証明書は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)により設置された各学校と對應する教科課程について、各学校の長が授與する卒業證書その他の證書と同一の効力を有する。

第六條 在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に應じて、順次に向上した取扱をしなければならない。但し、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することが出来る。

第七條 少年院の長は、在院者が善行をなし、成績を向上し、又は一定の技能を習得した場合に、これに賞を與えることができる。

2 前項の賞は、証明書、記章等の賞與又は特別外出等の殊遇とする。但し少年院の長は、法務總裁の承認を経て、他の賞を與えることができる。

3 ひとたび與えた賞は、いかなる場合にもこれを没収してはならない。

第八條 少年院の長は、紀律に違反した在院者に対して、左に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

一 嚴重な訓戒を加へること。

二 成績に對して通常與える点数より減じた点数を與へること。

三 二十日を越えない期間、衛生的な單獨室で謹慎させること。

但し十六歳以上のものに限る。

2 懲戒は、本人の心身の状況に注意して、これを行わなければならない。

第九條 少年院の長は、在院者の所持する金銭、衣類その他の物を領置したときは、これを安全に保管し、且つ、在院者に受領証を交付しなければならない。

第十條 少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院所在地の矯正保護管区長の承認を経て、地方少年保護委員会に對し、移送の認可を求めなければならない。但し、在院者が二十三歳以上の場合は、地方成人保護委員会に對し、移送の認可を求めなければならない。

第十一條 在院者が二十歳に達したときは、少年院の長は、これを退院させなければならない。但し、送致後六月を経過しない場合は、送致の時から六月間に限り、收容を継続することが出来る。

2 少年院の長は、前項の場合において、在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されてないため少年院から退院させるに不當であると認めるときは、本人を送致した裁判所に對して、その收容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。

正されてないため少年院から退院させるに不當であると認めるときは、本人を送致した裁判所に對して、その收容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。

3 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を收容中の矯正院の職員の意見をきかなければならない。

4 裁判所は、本人が第二項の状況にあると認めるときは、期間を定めて收容を継続すべき旨の決定をしなければならない。但し、この期間は二十三歳を越えてはならない。

5 裁判所は、少年院の長の申請に基いて、二十三歳に達する在院者の精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不當であると認めるときは、二十六歳を越えない期間を定めて医療少年院に收容を継続すべき旨の決定をしなければならない。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

7 少年院の長は裁判所に對し、在院者の收容を継続すべき旨の決定の申請をした場合には、第一項の規定にかかわらず、裁判所から決定の通知があるまで收容を継続することができる。

8 少年院の長は、在院者が裁判所の定めた期間に達したときは、これを退院させなければならない。

第十二條 少年院の長は、在院者に對して矯正の目的を達したと認めるときは、地方少年保護委員会に對し、退院の申請をしなければならない。

2 少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方少年保護委員会に對し、仮退院の申請をしなければならない。

3 前二項の場合において、在院者が二十三歳以上の場合には、地方成人保護委員会に對して申請をしなければならない。

第十三條 少年院の長は、地方少年保護委員会又は少年を送致した裁判所に對し、少年の心身の状況、家庭、交友關係その他環境の状況等について、調査書の提出その他必要な援助を求めることが出来る。

2 少年院の長は、警察官、警察吏員、兒童福祉司その他の公務員に對し、必要な援助を求めることが出来る。

3 少年院の長は、その少年院所在地の矯正保護管区長の承認を経て、学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。

4 少年院の長は、事業所又は学識経験のある者に委嘱して少年院以外の施設において在院者に対する職業の補導を援助させる場合には、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定に従ふことを要し、且つ、在院者に賞與金が支拂われるときは、これを全部本人に支給しなければならない。

おいては、初等少年院で必要と

場合にもこれを没収してはなら

があり、又は犯罪の傾向がまだ矯

第十二條 少年院の長は、在院者に

人に支給しなければならない。

第十四條 在院者が逃走したとき

は、少年院の職員は、これを連れ

戻すことができる。

第十五條 この法律で定めるもの

外、在院者の処遇に關し必要な事

項は、命令でこれを定める。

2 少年院の長は、法務總裁の認可

を受けて、在院者の処遇に關する

細則を定めることができる。

第十六條 少年觀護所は、少年法(昭

和二十三年法律第 号)第十

一條第一項第二号の規定により、

送致されたものを收容する施設と

する。

2 少年觀護所は、國立とし、法務

總裁がこれを管理する。

3 第九條、第十三條第二項、第三

項、第十四條及び第十五條の規定

は、少年觀護所にこれを準用す

る。

第十七條 少年觀護所に少年鑑別所

を附置する。

3 少年鑑別所は、保護処分を適正

ならしめるため、医学、心理学、

教育学、社会学その他の専門的知

識に基づいて、少年の資質の鑑別を

行う。

3 第十三條第二項、第十四條及び

第十五條の規定は、少年鑑別所に

これを準用する。

附則

第十八條 この法律は、昭和二十四

年一月一日から、これを施行す

る。

第十九條 矯正院法(大正十一年法

律第四十三号)は、これを廢止す

る。

第二十條 この法律施行の際現に存

する矯正院は、これをこの法律に

より設置された少年院とみなす。

第十一條 少年觀護所は、昭和二

十五年三月三十一日まで、少年院

の特に區別した場所を、これに充

てることができる。

第二十二條 第十條及び第十三條第

三項の規定により矯正保護管区長

の行う職務は、矯正管区の設置に

至るまで法務總裁がこれを行う。

昭和二十三年八月十三日印刷

昭和二十三年八月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局